

和歌山県私立専修学校等の設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が、私立専修学校（以下「専修学校」という。）及び私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置、専修学校の課程の設置、専修学校の目的の変更、各種学校の収容定員に係る学則の変更並びに専修学校及び各種学校の設置者の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号、以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号、以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準に基づき審査する。

なお、専修学校及び各種学校を総称する場合は、以下「専修学校等」と、設置基準及び規程を総称する場合は、以下「設置基準等」という。

第1 専修学校等の設置認可

1 専修学校等の責務

専修学校等は、次に掲げる責務をいずれも果たすものでなければならない。

- (1) 専修学校等の果たすべき重要な役割を自覚し、教育の質の向上に努めること。
- (2) 専修学校等の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
- (3) 家庭、地域住民その他の関係者と、相互連携及び協力を努めること。
- (4) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づいて定めた本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を理解し、本県の教育課題の解決に寄与すること。

2 設置者

専修学校等の設置者は、学校運営の安定性及び継続性を確保するため、原則として学校法人又は準学校法人とする。

3 名称

- (1) 専修学校等に付する名称は、専修学校等として適当であるとともに、当該専修学校等の目的にもふさわしい名称でなければならない。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に掲げる学校（以下「一条校」という。）の名称、一条校に類似する名称又は研究機関若しくは私塾に類似する名称を使用していないこと。
- (3) 既存の専修学校等の名称と紛らわしくないものであること。

4 規模

- (1) 専修学校は、目的に応じた分野ごとの生徒の総定員が40人以上であること。
ただし、学校法人が当該専修学校のみを設置する場合の総定員が、80人以上であること。
- (2) 各種学校は、学校法人が当該各種学校のみを設置する場合の総定員は、80人以上であること。

5 校長の資格

法第129条第2項及び規程第7条に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に

従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1又は2以上に通算して5年以上従事した者であること。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条に規定する学校の長の職
- (2) (1)に掲げる学校の教員の職
- (3) 一条校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化関係委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) (1)から(6)の他、知事が適当と認めた職又は業務

6 教員数

教員数は、設置基準等に定める数を満たすものであること。

7 施設及び設備等

- (1) 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な普通教室（実習室等を含む、以下「普通教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められる場合は、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- (2) 普通教室等の数及び面積は、授業に支障のない規模であること。
- (3) 専修学校等の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。
- (4) 専修学校等の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が建物（自己所有に限る。）の区分使用により専修学校等を設置しようとする場合は、次の条件を満たすものについてのみ設置を認めるものとする。
 - ア 当該専修学校等として使用する部分と、他の施設として使用する部分の区分が明確になされていること。
 - イ 出入口及び当該専修学校等に至る通路等が当該専修学校等の専用であること。
 - ウ 当該専修学校等で使用する部分は、構造上独立したものであること。又、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。
 - エ 併置施設が専修学校等教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。

8 資産等

- (1) 校地、校舎及びその他の施設は、原則として、自己所有であること。ただし、次に掲げるア又はイに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - ア 国、地方公共団体等の財産で、自己所有することが困難であり、申請者が所有者の使用許可等を受け、長期にわたり安定して使用することができることと認められる場合
 - イ 申請者が公正証書による賃貸借契約を締結する等20年以上の長期にわたり確実に使用することができることと認められ、かつ、その使用する校地又は校舎

- は負担附（担保に供せられていること等をいう。以下同じ。）でない場合
- (2) 設備は、原則として、自己所有であり、負担附でないこと。
 - (3) 専修学校等の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）からの借入金を除く。）がないこと。
 - (4) (3)にかかわらず、既に私立学校を設置している学校法人が申請者の場合は、次の基準を満たす借入金は認められること。
 - ア 借入金額が、校地取得費及び校舎建設費の3分の2以下であること。
 - イ 借入先が、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫であること。
 - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
 - エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、専修学校等の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。
 - (5) 校地、校舎その他施設は、負担附でないこと。ただし、(3)及び(4)の借入金に係る担保はこの限りでない。
 - (6) 開設年度の人件費相当額の運用資金を保有していること。
 - (7) 校地及び校舎が借用の場合には、(6)にかかわらず、申請時において開設年度から完成年度（開設年度に第一学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達する年度をいう。）までの経常的経費に相当する運用資金を保有していること。
 - (8) 開設年度から少なくとも2年間（ただし、修業年限が2年を越える場合は、その期間とする。）の専修学校等運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

9 既設の一条校及び専修学校等の管理運営

申請者が既に設置している一条校及び専修学校等がある場合は、その管理運営において、適正を欠く事実がないこと。例えば、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 法令の規定及び当該規定による処分並びに寄附行為等に基づいて、適正に管理運営されていること。
- (2) 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）の状況及びその徴収する掛金若しくは公租・公課の納付の状況
- (4) 申請者が所有する既設の一条校及び専修学校等に関する所轄庁の指導に対し適切に対処されていること。
- (5) 学校法人会計基準に準じて会計処理がされていること。
- (6) 専修学校等教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

10 附帯事業としての専修学校等以外の教育

- (1) 当該教育が専修学校等の教育に支障をきたさないこと。
- (2) 当該教育に係る経理が明確に区分されていること。
- (3) 当該教育を恒常的に行うものであるときは、その旨を学則に明記すること。

11 資格

申請者は次に掲げるものでないこと。

- (1) 法第4条、第130条及び第134条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為（当該行為が著しく軽微である等の理由により本則を通用する必要がないと知事が認めるものを除く。）があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの。
- (2) 法第13条、法第133条及び法第134条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）。

第2 専修学校の課程の設置

第1の1、4及び6から11（8の（6）及び（7）を除く）を準用する。この場合、「専修学校等の設置」は「専修学校の課程の設置」と「開設年度」は「設置年度」と読み替えるものとする。

第3 専修学校の目的の変更の認可

第1（2並びに8の（6）及び（7）を除く）を準用する。この場合、「専修学校等の設置」は「専修学校の目的変更」と「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとする。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の4の（2）、6から11（8の（6）及び（7）を除く）を準用する。この場合、「専修学校等の設置」は「各種学校の収容定員に係る学則の変更」と「開設年度」は「変更年度」読み替えるものとする。

第5 専修学校等の設置者の変更認可

第1の2及び7から11（8の（6）及び（7）を除く）を準用する。この場合、「専修学校等の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「専修学校等の設置者変更認可を受けようとする者」と「申請者」は「変更後設置者となる者。（以下「新設置者」という。）」と「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとし、認可申請書提出時点での設置者（以下「旧設置者」という。）は審査の対象としない。

第6 申請手続き及び標準処理期間

1 専修学校等の設置認可

(1) 計画書の提出

申請者は、別に定める計画書を開設年度の前々年度の11月末日までに知事に提出すること。ただし、既設の専修学校が各種学校に校種を変更するための各種学

校の設置については、計画書の提出及び承認は不要とする。

(2) 計画書の承認

ア 知事は(1)で提出のあった計画書の内容について、審査し、開設年度前々年度の3月末日までに申請者にその結果を通知する。

イ 知事は計画書審査に当たっては、必要に応じて和歌山県私立学校審議会(以下「審議会」という。)及び次の関係機関の意見を聴くとともに現地調査を行う。

(ア) 和歌山県教育委員会

(イ) 関係市町村

(ウ) 和歌山県私立学校連合会

(エ) 申請者がすでに一条校又は専修学校等を所有している学校法人等の場合は法人等又は既設校の所轄庁

(3) 申請書の提出

(2)で計画書の承認を受けた申請者は、認可申請書に別に定める書類を添えて、開設年度の前年度の4月末日までに知事に申請すること。

(4) 申請書審査期間

知事は、適正な内容の認可申請書を受領後、内容を審査の上、開設年度の前年度の3月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

3 専修学校の課程の設置

1を準用する。この場合、「専修学校等の設置」は「専修学校の課程の設置」と「開設年度」は「設置年度」と読み替える。

4 専修学校の目的の変更の認可

1を準用する。この場合、「専修学校等学校の設置」は「専修学校の目的の変更」と「開設年度」は「変更年度」と読み替える。

5 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

1を準用する。この場合、「専修学校等の設置」は「各種学校の収容定員に係る学則の変更」と「開設年度」は「変更年度」と読み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出及び承認は要せず、1の(3)及び(4)を準用する。

6 専修学校等の設置者の変更認可

(1) 申請書の提出

旧設置者及び新設置者(第5において読み替える場合の「新設置者」をいう。以下同じ。)の連名による認可申請書に知事が定める書類を添えて、設置者を変更しようとする年度の前年度11月末日までに知事に提出することとする。ただし、新たに学校法人を設立し新設置者となる場合は設置者を変更しようとする年度の前年度4月末日までに提出することとし、計画書の提出及び承認は要しない。

(2) 申請書審査期間

1の(4)を準用する。この場合、「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県私立専修学校等の設置認可等に関する審査基準（平成6年11月14日施行）は、廃止する。